

日野市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和元年5月16日

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 馬 場 賢 司

# 監査結果に基づく指摘事項（意見・要望）

（平成 30 年度財政援助団体監査）

指摘事項（意見・要望）	改善策、講じた措置事項
<p><b>日野市観光協会</b></p> <p><b>1 補助金に係る事務について</b> 補助金に係る会計その他の事務は、特定非営利活動法人日野市観光協会定款、日野市観光協会事務処理規則及び同会計処理規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。</p> <p><b>2 予算の執行について</b> 予算の執行、契約その他の会計事務については、日野市観光協会事務処理規則、同会計処理規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。 しかし、財産目録に一部誤りが見られ、また、一部において、次のような点が散見された。 ・伝票の日付が鉛筆書きのもの ・伝票、領収書及び請求書の日付の記入がないもの 予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。</p> <p><b>3 その他</b> 一部事務処理等において、実態と規程等に不整合が散見されたので、今後、事務処理が適正に執行されるよう事務の改善及び規程の見直し等を図るよう努められたい。</p>	<p><b>1 補助金に係る事務について</b> 今後も、特定非営利活動法人日野市観光協会定款、日野市観光協会事務処理規則及び同会計処理規程等に基づき、適正に執行管理していく。</p> <p><b>2 予算の執行について</b> 財産伝票作成時及び領収書等を受領する際には、筆記具は、ボールペン等での記入を徹底し、日付等の記入の確認も徹底し、適正に執行管理していく。</p> <p><b>3 その他</b> 規程及び関係書式を再度確認し、必要な規程の改正等を行い、適正に執行管理していく。</p>

## シティセールス推進課

### 1 補助金の交付事務手続き等について

補助金の交付に係る事務手続き等については、日野市観光協会補助金交付要綱ほか各補助金交付要綱に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、外国人観光客受入環境整備支援事業補助金は、根拠となる補助金交付要綱の認識に齟齬があり、補助金交付額確定通知書による通知がなされていなかった。今後は、補助金交付要綱に基づき、補助事業実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により通知するよう留意されたい。

補助金の交付にあたっては、補助金交付要綱に基づくとともに、補助対象経費及び団体の基金や各委託事業の決算状況等財務内容等を精査し補助金の決定に努められたい。

諸力融合によるNPOとの協働を進めるうえでも、NPO法人として認可された日野市観光協会とは、今後も引き続き、十分な協議や話し合い等連携し事業を進めていただき、観光振興に寄与していただきつつ、指導監督に努められたい。

### 1 補助金の交付事務手続き等について

日野市観光協会補助金交付要綱を確認し、適切な事務処理手続きを行うよう徹底する。

日野市観光協会と今後も引き続き十分な協議や話し合い等連携して事業を進め、観光振興に寄与できるよう、指導監督に努める。